

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、「芦別市環境基本条例」第4条に示される基本理念とします。

芦別市環境基本条例

(基本理念)

第4条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければなりません。

2 環境の保全等は、市民、事業者及び市が自らの活動と環境とのかかわりを十分に理解し、環境への適切な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができるまちを構築することを目的として行わなければなりません。

3 環境の保全等は、市民、事業者及び市のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力が連携して推進されなければなりません。

4 地球環境保全は、市民、事業者及び市のすべての人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを十分に理解し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければなりません。

2 目指す望ましい環境像の設定

上記の基本理念に基づき、本市の目指す望ましい環境像を次のとおりとします。

環境像の実現のためには、市民、事業者、市など様々な主体が、環境問題に対して当事者意識を持ち、自ら行動しなければなりません。そのうえで、様々な主体が連携体制を築き、環境像の実現と持続をめざして、協働していくことが重要です。

本市が目指す望ましい環境像

良好で快適な環境を守り育て安心して暮らせるまち

3 環境分野別の基本指針

本計画では、従来の環境基本計画にあるような環境問題の解決を目標とする分野別の施策を、新たな時代の潮流である持続可能な開発目標（SDGs）との関係を明確にして整理を行い、環境像の実現及びSDGsの達成による環境・経済・社会の統合的向上を目指し3つの基本指針を設定します。

SDGs (持続可能な開発目標) とは

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成するという目標になっており、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169項目のターゲット（達成基準）があります。



(1) 生活環境

循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します

人間は、製品の原料や水道、電気、ガスといった資源・エネルギーの多くを自然界に依存しています。一方、日常生活や事業活動の余剰物として廃棄物を自然界に排出しています。

持続的に人間の活動を進めていくために、自然の環境調整能力の範囲内において活動を行う循環型社会の構築を目指し、ごみの出ない、ごみは資源であるという社会の実現を目指します。

●具体的な取組

「ごみの減量とリサイクル」、「エネルギーの有効利用」、「環境美化の促進」

関連するSDGsのゴール



(2) 自然環境

人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます

自然界における大気、水、土、緑、生物といった5つの大きな環境要素を保全し、健全な自然環境とともに生活することが、人間にとってもっとも大切な目標であると考えます。

本市にある豊かな自然を保全・回復することによって、自然と共生したまちづくりを進め、この良好で快適な自然豊かな環境を次の世代に引き継いでいくことを目指します。

●具体的な取組

「クリーン農業の促進」、「森林の保全と活用」、「野生生物の保護管理」、「良好な水環境の保全」、「都市緑化の推進」、「地球温暖化防止対策」



<p>(3) 教育・学習 環境</p>	<p>市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、環境意識を高めます</p>
-------------------------	---

本市で生活する市民、コミュニティ及び事業者の一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、良好で快適な環境づくりに積極的に取り組むまちづくりを進めます。

市は、率先して環境を保全し、活用するなどの活動を行うほか、情報の提供や市民が環境にかかわる活動に参加できる環境づくりなどに取り組みます。

また、市全体の高い環境意識を積極的にアピールすることによって、市は良好で快適な環境のまちづくりを目指していくことを宣言します。

●具体的な取組

- 「環境教育と環境学習の推進」、
- 「市民等の自発的な活動の推進」、
- 「市民等の参加機会の確保」

